(仮称)門真市自治基本条例を考える市民検討委員会 第6回策定部会 概要

日 時 平成23年7月15日(金)午後7時~9時

場 所 門真市立文化会館1階ホール

出席者 市民委員 参加者12名 欠席者3名

今川 晃同志社大学教授、南島 和久神戸学院大学准教授

傍聴者 8名

主な内容

1. 条例(事務局案)の説明について

市民検討委員会原案の対案として、市職員ワーキンググループの検討会を経て事務局が作成した事務局案の説明を行いました。説明の要旨は以下のとおりです。

【前文(事務局案は(1)と(2か2種類作成)】

- ・(1)は、自治の歴史、条例の目指す将来像、条例の必要性に焦点を絞り、簡素化した。
- ・(2)は、前回策定部会の原案を基に、委員の意見を可能な限り盛り込んで作成した。

【条文(事務局案は1種類作成)】

- ・自治の理念をコンセプトに、具体例はできるだけ除き、わかりやすい条文を目指した。
- ・内容が重複等している部分をまとめ、法規的ルールに従った表現に改めた。
- ・入れたほうが良いと思われる部分や、議論いただきたい部分について修正を行った。

2. 条例(条文)全体の整理・見直しについて

条文の全体について、委員会原案と事務局案を比較しながら話し合われ、以下のような 意見が挙げられました。

- ・事務局案は整理されている分、委員の思いや門真らしさが削られている部分がある。
- ・今後は、事務局案をベースに文言追加・修正等を行っていく。
- ・「議会」「市役所」とは別に、「議員」「職員」に関する規定が必要である。
- 「職員」の定義は難しい。「市役所」と「職員」は同一と考えても良いのではないか。
- ・議会活動が議員活動のすべてとなるわけではない。
- ・「事業者」の定義と表現に疑問がある。
- ・「子ども」の年齢について、満20歳未満(選挙権が付与されるまで)にするべき。

3. 次回の策定部会について

今回ですべての部分を議論することができなかったため、8月7日に第7回策定部会を 開催することとなりました。

【今後の予定】

第7回策定部会

日 時 平成23年8月7日(日)午前10時~

場 所 文化会館 1階ホール

内 容 条例全体の整理・見直しについて